

明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

1. 経緯

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正(平成 26 年 11 月 20 日施行)に伴い、地域公共交通計画の作成及び実施に必要な協議を行うため、規約の一部を改正する。

2. 内容

明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改める。

第 1 条中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「形成計画」を「交通計画」に改める。

第 4 条中「形成計画」を「交通計画」に改める。

附則

この規約は、令和 4 年 1 月 19 日から施行する。

明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会規約

平成20年3月21日制定

(設置)

第1条 協議会は、明知鉄道を核とした総合交通体系の構築を目指し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1、恵那市役所に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 公共交通事業者
- (2) 道路管理者
- (3) 公安委員会
- (4) 市民代表
- (5) 関係する経済団体
- (6) 恵那市観光協会
- (7) 明知鉄道連絡協議会
- (8) 恵那市、中津川市
- (9) 学識経験者
- (10) 全各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

- 2 会長、副会長は、委員の中から選任する。
- 3 監事は、恵那市会計管理者、中津川市会計管理者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開く事ができず、その議事において議決を要する事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の資料を公開することにより公正かつ円滑な議事運営等に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員は、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じ、幹事長が召集し、その議長となる。
- 4 前3項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(公印)

第11条 協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で当該文書が真正なものであることを認証する「明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会会長」名の公印を置くものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月21日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、その任期については、第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度については、第10条の規程にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年度3月31日までとする。

附 則（平成20年5月30日）

この規約は、平成20年5月30日から施行する。

附 則（平成24年6月29日）

この規約は、平成24年6月29日から施行する。

附 則（平成27年1月15日）

この規約は、平成27年1月15日から施行する。

附 則（令和4年1月19日）

この規約は、令和4年1月19日から施行する。